

議案第 69 号関連資料 明石市水道条例の一部改正について

1 改正の目的

令和8年3月に明石市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）から提出された答申を踏まえ、将来にわたり水道事業の健全かつ安定的な経営基盤の強化を図ることを目的に、水道料金を改定するほか所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 水道料金の改定（第23条第2項及び第4項関係）

審議会からの答申に基づき、以下のとおり水道料金を改定します。

- ・二部料金制は維持のうえ、基本料金及び従量料金を改定（平均改定率：約21%）
- ・基本料金に含まれる基本水量（1か月5m³まで）を廃止
- ・従量料金を全てのメーター口径で統一し、使用水量の区分を7→5段階に削減
- ・湯屋用と工事用の従量料金は据え置き

基本料金（税抜、1ヵ月あたり）

用途	メーター口径	現行（円）	改定（円）	差額（円）
一般用 湯屋用 工事用	25mm以下	870	990	120
	40mm	4,070	5,430	1,360
	50mm	8,550	13,170	4,620
	75mm	15,870	26,580	10,710
	100mm	24,930	51,850	26,920
	150mm	52,940	135,230	82,290

従量料金（税抜、1ヵ月あたり、1m³につき）

用途	使用水量	現行（円）	改定（円）	差額（円）
一般用	1～5m ³	0	52	52
	6～10m ³	10		42
	11～20m ³	139	141	2
	21～30m ³	191	192	1
	31～40m ³	254	255	1
	41～50m ³		281	27
	51～2,500m ³	274		7
	2,501m ³ ～	291		▲10

※メーター口径40mm以上の場合、使用水量1～20m³における現行単価は139円

(2) その他所要の整備（給水装置関連規定の改正）

ア 災害時等における給水装置工事の施工業者の拡大（第19条第2項関係）

給水装置工事の施工は、各水道事業者の条例に基づき指定を受けた工事事業者であることを条件としていますが、令和6年の能登半島地震では地元の工事事業者の不足により復旧に遅れが生じたことから、令和7年の国からの通知に従い、災害時等においては他の水道事業者の指定を受けた工事事業者による工事も可能とします。

イ 設計審査及び工事検査手数料の改定（第 30 条第 1 項第 1 号関係）

この手数料は、給水装置の新設・増設・改造工事に伴う設計審査・完了検査に係る手数料ですが、最終改定が昭和 57 年 1 月で他市との金額の乖離が大きくなっています。そのため、これまでの物価及び人件費の上昇を踏まえ積算を行い、近隣市町との均衡を考慮し、手数料を改定します。

メーター口径	25mm以下	40mm以上50mm以下	75mm以上150mm以下
現行	2,000円	4,000円	8,000円
改定	5,000円	10,000円	20,000円
差額	3,000円	6,000円	12,000円

3 意見公募の実施結果（水道料金の改定関係）

(1) 募集内容

審議会からの答申及び明石市水道事業経営戦略への意見

(2) 実施期間

令和 8 年 5 月 11 日～ 6 月 12 日（33 日間）

(3) 意見総数（93 件）

料金改定	経営戦略	その他
38 件	38 件	17 件



概ね理解を示す意見	慎重な検討を求める意見	その他の意見
14 件	8 件	16 件

(4) 料金改定に関する主な意見

【概ね理解を示す意見】

- ・ 今後の子・孫世代における負担を考えると、料金改定は必要と判断する。
- ・ 物価高のなかであっても、施設の老朽化を放置できず、それらの費用を確保するためには、料金改定は致し方ない。
- ・ 水道料金値上げに、全く異論はない。
- ・ 安心して使える水道水を子供たちに残すために必要な料金値上げであれば、仕方がない。
- ・ 水道事業は料金収入で運営されており、料金収入の減少が課題であるため、持続的な水道水の供給のためには、水道料金の適正化は必要不可欠である。
- ・ 水道料金が上がるのは仕方ないが、できる限り金額を抑えてほしい。

【慎重な検討を求める意見】

- ・料金値上げは仕方がないが、生きるために水道水は必要であるため、利用者に負担を押し付けないでもらいたい。
- ・改定後の料金は、少量使用者の値上げ率が高く、特に一人暮らしに多くの負担を求める案となっているため、到底許容できない。
- ・改定率が 21%であるが、一人世帯の改定率や値上がり幅が大きく、納得できない。
- ・首長の政策的判断として、税金を投入してでも料金は維持しなければならない。

【その他の意見】

- ・次の 4 年後には、値上げ率の大幅アップが想定されるので、想定された段階で、速やかに利用者への情報提供を望む。
- ・これまで料金を維持するため、人件費の削減や受水費の抑制などの経営努力に感謝する。
- ・老朽化した管路の更新や PFAS 対策など、今後のさらなる料金値上げが懸念される。
- ・今回の料金値上げ以降、再度の料金値上げはあるのか。
- ・使用水量が多くなると単価が高くなるのは不公平のため、一般家庭の従量料金の単価は均一にすべきである。

(5) 意見公募を受けた市の対応

意見公募の結果、料金改定に対する慎重な意見もありましたが、「物価高騰への対応」、「老朽施設の更新」、「安全・安心な水道水の安定供給」を求める多くの意見をいただきました。

これらを踏まえ、審議会からの答申どおり、平均改定率約 21%として水道料金を改定することに加え、給水装置関連規定の改正と合わせて水道条例を改正する旨を審議会に報告し、了承されました。

4 施行期日

令和 9 年 4 月 1 日。

ただし、水道料金の改定関係（第 23 条第 2 項及び第 4 項）、設計審査及び工事検査手数料の改定関係（第 30 条第 1 項及び第 2 項）以外は公布の日から施行とします。

5 今後の予定

令和 8 年 11 月	新水道料金を周知するための広報紙を配付（第 1 弾） 新水道料金を周知するための説明会を開催
令和 9 年 3 月	新水道料金を周知するための広報紙を配付（第 2 弾）
4 月	新水道料金の適用開始（6 月又は 7 月検針分から新料金で徴収）